

1. 推進事業(産地競争力の強化及び経営力の強化)

事業費	245,700 円 (うち交付金 245,000 円)	都道府県名	神奈川県
		事業実施年度	平成26年度

現状と課題 (※計画地区等における現状を踏まえて、課題を数値等も交えて具体的に記述すること。)

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故により、腐葉土・剪定枝堆肥については、農林水産省通知「「培土中の放射性セシウム測定のための検査方法」の制定及び土壌改良資材中の放射性セシウム測定の取扱いについて」及び「「肥料の放射性セシウム測定のための検査計画及び検査方法」の制定について」において、「17 都県においては、腐葉土、剪定枝堆肥の新たな生産・出荷及び施用をできる限り控えるよう指導する」とされ、現在神奈川県内の農家は、従来利用していた落ち葉等有機質土壌改良資材や腐葉土の利用を自粛している状況である。

こうしたことから、落ち葉等有機質土壌改良資材や腐葉土の利用の自粛は、県が行う環境保全型農業や有機農業の推進に支障が生じているとともに、農産物の生産のために腐葉土や剪定枝堆肥を使う場合、県内の多くの農業者は暫定許容値(400ベクレル/kg)を超えていないことが確認された肥料等を購入しており、農業経営を圧迫している。

原発事故以前は、秦野市ではサツマイモ苗の温床に使用した落ち葉の土壌改良資材としての利用や落ち葉を原料とした腐葉土の利用が、また、小田原市では落ち葉に稲わらや食物残渣を混合した腐葉土の利用が盛んであったため、こうした地域から早期に落ち葉等有機質土壌改良資材を利用した腐葉土の製造が可能となるよう望まれている。

課題を解決するため対応方針 (※上記の課題に対応させて記述すること。)

落ち葉有機質資材や腐葉土等の早期利用再開の課題に対応するため、利用再開に向けた地域での実施体制を確立する。そのために、農林水産省通知「農家が自ら生産・施用する有機質土壌改良資材及び腐葉土・剪定枝堆肥の取扱いについて」に基づいて、計画地域での協議会の設置、指導の実施、落ち葉の予備調査、放射性物質の降下の影響を受けた落ち葉等の除去、生産物検査を実施し、予備調査及び生産物検査結果を用いて国と利用再開に向けて協議する。

都道府県における目標関係

取組名	成果目標	事業実施後の状況			達成率	成果目標の具体的な実績	備考
		計画時	実施後	目標			
落ち葉等有機質資材利用再開支援	落ち葉及び腐葉土の利用再開に向けた地域での実施体制の確立	原発事故以前の状況 ・落ち葉のサツマイモ苗温床への利用 ・サツマイモ苗温床の利用後、土壌改良資材として畑に施用 ・落ち葉等を原料とした腐葉土の果樹園野菜畑、野菜苗への施用 被災状況 ・環境保全型農業や有機農業の推進への影響 ・落ち葉及び腐葉土の利用の自粛 ・市販腐葉土購入による経費の増加	落ち葉等有機質資材の利用再開に向けた各地域での実施体制を確立し、早期の再開に向けた取組みが推進された。	生産物検査による落ち葉及び腐葉土の利用再開	100%	農林水産省通知に基づく「有機質土壌改良資材等の利用管理計画書」を策定し、本事業の活用により、生産物検査等を実施した。当初計画していたすべての農家が取組みに参加し、目標達成率は100%となり、腐葉土等の早期利用再開に向けた取組みが推進された。	

事業実施地区数	総合所見		
3 地区	腐葉土等有機質資材の利用再開に向けた各地域での実施体制を確立し、早期の再開に向けた取組みを推進することで、県の環境保全型農業等の推進が図られるとともに、農家の経営上の負担軽減を図ることができた。		

(注) 1 事業実施計画に準じて作成すること。

2 「総合所見」欄については、評価実施年度の取組について、都道府県全体の総合所見を記入すること。

(別紙様式2号 別添)

都道府県内における推進事業取組実施状況一覧表

取組名	事業実施主体名	計画策定時	事業実施後（目標年度）		目標（平成27年度）		事業費（円）	負担区分（円）				目標達成状況 B/A×100	事業主体等による評価結果	都道府県による点検評価結果（所見）
		被災前 22年度	実績値	事業実績	目標値	具体的な事業内容（計画）		交付金	都道府県費	市町村費	その他			
落ち葉等有機質資材利用再開支援	秦野市農業再生協議会	落ち葉及び腐葉土の利用再開に向けた取組に参加する農家数 0戸	落ち葉及び腐葉土の利用再開に向けた取組に参加した農家数 84戸	・生産物検査の実施	落ち葉及び腐葉土の利用再開に向けた取組に参加する農家数 84戸	・予備調査の実施 ・放射性物質の降下の影響を受けた落ち葉等の除去 ・生産物検査の実施	216,000	216,000				100%	落ち葉及び腐葉土の生産物検査の実施により、国が定めた放射性セシウム濃度の基準値を下回ったことから事前に登録した農業者が落ち葉堆肥等の利用を再開することができた。	農林水産省通知に基づき策定した「有機質土壌改良資材等の利用管理計画書」に基づき、計画的に事業を実施し、目標を達成することができた。
落ち葉等有機質資材利用再開支援	小田原市	落ち葉及び腐葉土の利用再開に向けた取組に参加する農家数 0戸	落ち葉及び腐葉土の利用再開に向けた取組に参加した農家数 5戸	・予備調査の実施 ・生産物検査の実施	落ち葉及び腐葉土の利用再開に向けた取組に参加する農家数 5戸	・予備調査の実施 ・放射性物質の降下の影響を受けた落ち葉等の除去 ・生産物検査の実施	29,700	29,000		700		100%	生産物検査等の実施により、落ち葉等有機質資材の利用再開に向けた取組を着実に進めることができた。	農林水産省通知に基づき策定した「有機質土壌改良資材等の利用管理計画書」に基づき、計画的に事業を実施し、目標を達成することができた。
落ち葉等有機質資材利用再開支援	神奈川県	落ち葉及び腐葉土の利用再開に向けた取組に参加する農家数 0戸	落ち葉及び腐葉土の利用再開に向けた取組に参加した農家数 89戸	・関係機関への指導の実施	落ち葉及び腐葉土の利用再開に向けた取組に参加する農家数 89戸	・関係機関への指導の実施	—					100%	各地域において計画的に事業が進められるよう指導・調整を行うことで、落ち葉等有機質資材の早期利用再開に向けた各地域での取組みが推進された。	関係機関への指導の実施により、すべての地域において目標を達成することができた。
—	—			—		—	245,700	245,000		700		—	—	—

(注) 1 事業実施計画に準じて作成すること。

2 「都道府県による点検評価結果（所見）」には、都道府県としての事業実施主体ごとの目標達成状況に関する評価を記載するとともに、目標未達成の場合には改善措置の指導の必要の有無を含めた今後の改善指導方針を記載する。